

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革

弘道館は江戸時代の藩校を代表するものとして著名であり、その跡地の一部については、歴史的な価値が高く評価され、大正11年（1922）に「旧弘道館」の名称で国の指定史跡となり、昭和27年（1952）3月29日には特別史跡に指定された。また、昭和39年（1964）5月26日には正門、正庁、至善堂が重要文化財に指定されている。

これらの国の文化財指定を受け、貴重な文化財である「旧弘道館」を適切に保存するとともに活用を図るために、平成27年度と平成28年度の2か年で「旧弘道館」の保存活用計画を策定するものである。

2. 計画の目的と対象

（1）計画の目的

本計画は、「旧弘道館」の本質的価値を適切に保存し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として作成したものである。

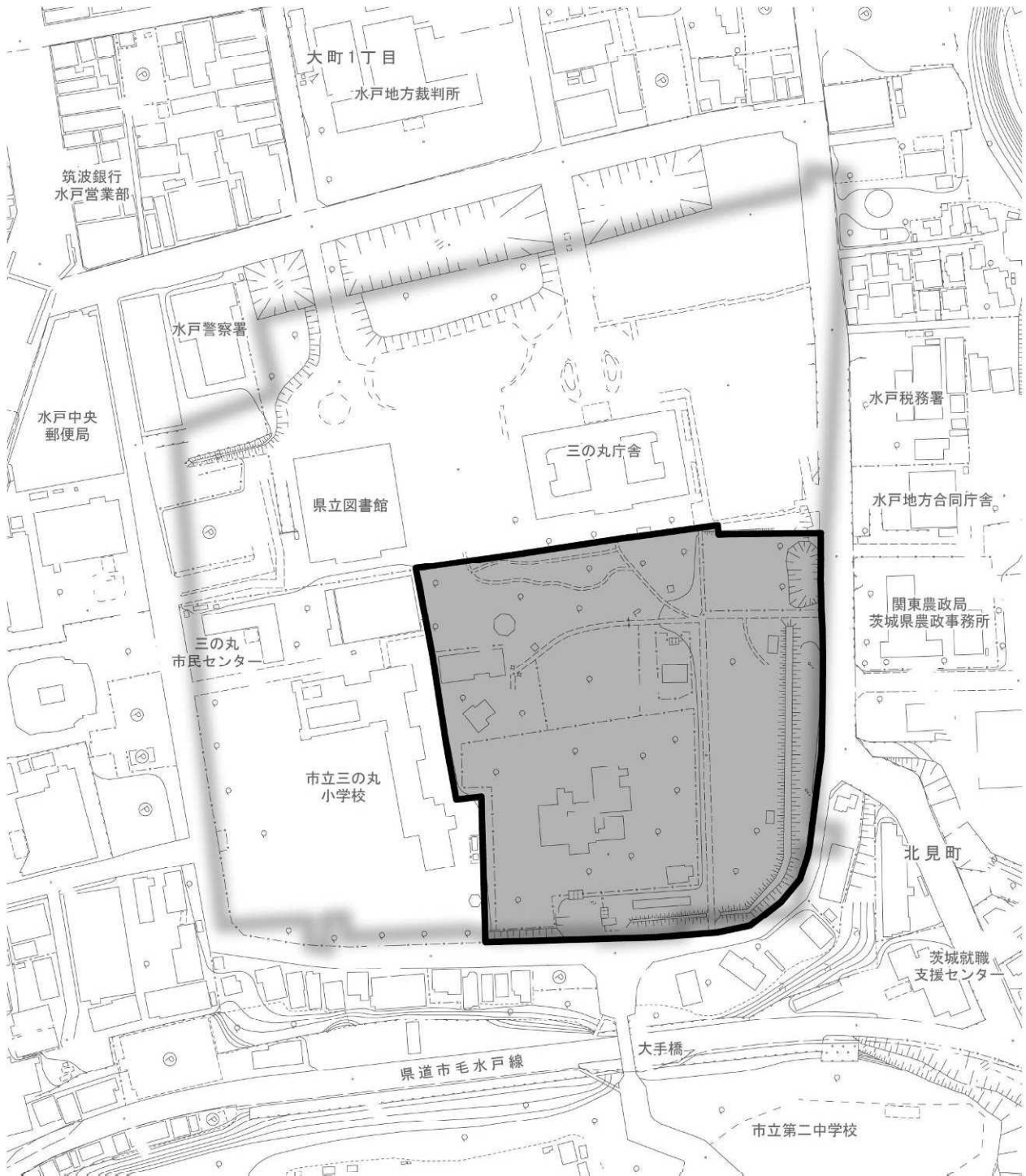
本計画は、「旧弘道館」の歴史及び現状を整理し、特別史跡の本質的価値と構成要素の明確化、保存管理をしていくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備・活用の基本的考え方を示したものであり、今後、「旧弘道館」の取扱いの指針として位置付けられるものである。

（2）計画の対象

本業務における計画の対象範囲は、「旧弘道館」の指定範囲とするが、弘道館の藩校時代の敷地範囲は指定範囲の周辺にも広がっていることから、弘道館跡地を含む指定範囲周辺についても調査範囲とする。なお、特別史跡内に存する重要文化財については、史跡の構成要素として保存や活用の方向性についての検討を行うが、重要文化財としての建造物の保存活用計画については今後別途策定する。

（3）計画の評価・見直し

本計画は、「旧弘道館」を次世代へと確実に伝えていくことを目的としていることから、長期的な視点で保存・活用を図っていく事業等も含まれる。そのため、本計画の推進に当たっては、実現に必要な各実施計画を策定し、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要性が生じた場合には、見直しを行うこととする。また、「旧弘道館」をとりまく地域のまちづくりの取組みの状況や社会的環境の変化、上位・関連計画の見直し、調査・研究の進展などにより、計画の内容を変更する必要性が生じた場合も、見直しを行うこととする。



特別史跡指定範囲
 「弘道館全図」に示された敷地範囲
 ※「弘道館全図」に描かれた範囲の外側の線を、正庁を基点として重ねたもの。

SCALE 1:3,000
 0 20 50 100m

図 1-1 : 計画対象範囲図

(特別史跡指定範囲及び「弘道館全図」に示された敷地範囲を含む指定範囲周辺)

3. 委員会の設置

(1) 設置及び委員等

本計画を策定するに当たり、平成27年(2015)7月24日に「旧弘道館保存活用計画策定委員会設置要項」を定め、「旧弘道館保存活用計画策定委員会」を設置した。

委員会は、学識経験者や地元有識者等の9名の委員、文化庁文化財部記念物課、茨城県教育庁総務企画部文化課、水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課の指導助言者、茨城県や水戸市の関係部局や地域団体の助言者で構成し、事務局は茨城県土木部都市局公園街路課が担当した(表1-1)。

旧弘道館保存活用計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 特別史跡である旧弘道館の本質的な価値と構成要素を明確化し、適切に保存・活用を図るため、旧弘道館保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、特別史跡「旧弘道館」の保存活用計画等について必要な調査、研究及び審議を行う。

(構成)

第3条 委員会は、委員、指導助言者及び助言者をもって構成する。

2 委員は、関係分野を専門とする学識経験者及び地元有識者等とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員がこれを互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。

3 委員長が、委員会を欠席するときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明させ、又は、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木部都市局公園街路課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要項は、平成27年7月24日から施行する。

表 1-1：旧弘道館保存活用計画策定委員会 委員会名簿

(敬称略。順不同)

	所属等	氏名	備考
委員	1 茨城県文化財保護審議会会長 茨城大学名誉教授	鈴木 暎一	委員長
	2 (公財)文化財建造物保存技術協会顧問 茨城県文化財保護審議会委員	濱島 正士	
	3 東京大学大学院農業生命科学研究科教授 日本遺産審査委員会委員	下村 彰男	
	4 茨城大学工学部都市システム工学科教授	山田 稔	
	5 茨城県立歴史館副参事兼歴史資料課長 水戸市文化財保護審議会委員	永井 博	
	6 茨城大学部人文学部人文コミュニケーション学科教授	西野 由希子	
	7 水戸市立博物館協議会委員	小坪 のり子	
	8 三の丸女性会会長 水戸市三の丸市民センター運営審議会副会長	才丸 洋子	
	9 東照宮宮司 弘道館鹿島神社宮司	宮本 章	
指導助言者	10 文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官	山下 信一郎	
	11 茨城県教育庁総務企画部文化課長	小沼 和美 (平成 27 年度) 入野 浩美 (平成 28 年度)	
	12 水戸市教育委員会事務局教育部歴史文化財課長	白石 嘉亮	
助言者	13 茨城県商工労働部観光物産課長	小泉 元伸 (平成 27 年度) 梶原 清 (平成 28 年度)	
	14 茨城県土木部都市局都市計画課長	肥高 孝之 (平成 27 年度) 小林 一洋 (平成 28 年度)	
	15 茨城県土木部水戸土木事務所長	小泉 恵三 (平成 27 年度) 橋本 義彦 (平成 28 年度)	
	16 水戸市産業経済部観光課長	小川 邦明	
	17 水戸市都市計画部市街地整備課長	坪 貴之	
	18 水戸商工会議所会頭	和田 祐之介	
	19 (一社)水戸観光協会会長	加藤 高藏	
事務局	茨城県土木部都市局公園街路課		

※所属等については、第1回策定委員会(平成27年8月27日)開催時の所属等を表記している。

(2) 協議経緯

策定委員会の概要は次のとおり。

■第1回策定委員会

- 日時 :平成 27 年 8 月 27 日 (木) 14 時～16 時
 場所 :茨城県三の丸庁舎 3 階共用会議室 A
 審議内容 : (1) 旧弘道館保存活用計画策定委員会の公開について
 (2) 保存活用計画の趣旨について
 (3) 保存活用計画の進め方について
 (4) 旧弘道館の概要について
 (5) 計画策定にあたっての課題について
 ※閉会后、現地視察を実施

■第2回策定委員会

- 日時 :平成 27 年 11 月 27 日 (金) 14 時 30 分～16 時
 場所 :茨城県立歴史館 講堂
 審議内容 : (1) 第1回委員会の子な意見と対応について
 (2) 保存活用計画の進め方について
 (3) 保存活用計画の位置付けについて
 (4) 本質的な価値について

■第3回策定委員会

- 日時 :平成 28 年 2 月 24 日 (水) 13 時 30 分～16 時
 場所 :茨城県立歴史館 講堂
 審議内容 : (1) 本質的な価値について (再整理)
 (2) 構成要素について
 (3) 保存活用の課題について
 (4) ICT 技術を用いた案内解説 (試行) について

■第4回策定委員会

- 日時 :平成 28 年 7 月 28 日 (火) 13 時 30 分～15 時
 場所 :茨城県三の丸庁舎 3 階共用会議室 A
 審議内容 : (1) 本質的な価値について (第3回委員会の意見を受けた再整理)
 (2) 保存活用の目標と基本方針について
 (3) 保存 (保存管理)・活用・整備の方向性について

■第5回策定委員会

- 日時 :平成 28 年 12 月 15 日 (木) 13 時 30 分～15 時 30 分
 場所 :茨城県立歴史館 講堂
 審議内容 : (1) 第5回委員会の検討内容と第4回委員会の主な意見について
 (2) 旧弘道館保存活用計画の概要
 (3) 孔子廟の公開等について

■第6回策定委員会

- 日時 :平成 29 年 1 月 30 日 (月) 13 時 30 分～15 時
 場所 :茨城県三の丸庁舎 3 階共用会議室 A
 審議内容 : (1) 第6回委員会の検討内容と第5回委員会の主な意見について
 (2) 国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画の概要について